

6月24日：池袋で自動車死亡事故が発生（ドライバーが危険ドラッグ使用の疑い）

7月8日：危険ドラッグ対策について、総理指示※を発出

※「新しい薬物乱用の広がりに対処すべく、できることは全て行う」等

7月18日：薬物乱用対策推進会議「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」決定

11月19日：医薬品医療機器等法改正法案が可決成立

11月27日：改正医薬品医療機器等法公布（12月17日施行）

これまでの取組

1 指定薬物への迅速な指定

審議会から施行まで従来約4ヶ月弱かかる手続を、パブリックコメントの省略、公布から施行までの期間の短縮等により約3週間で実施

※いずれも10日後に施行

（8月15日に21物質、9月19日に14物質、10月29日に8物質、11月18日に7物質を指定）

※特例指定：特に危険性が高いと判断される場合、上記のパブリックコメントの省略に加え、審議（緊急指定）会手続を省略し、公布から施行までの期間を更に短縮（6月24日の池袋の事故を起こした容疑者が所持していた危険ドラッグに含まれていた2物質を7月15日に指定）。

2 検査命令、販売等停止命令の実施（各厚生局麻薬取締部）

本年8月末～ 指定薬物である疑いのある物品について、薬事法に基づく検査命令及び販売等停止命令を初めて発動

11月末現在 店舗がある25都道府県中のうち、18都道府県において実施

- ・昨年度末から8割を超える店舗を廃業又は休業に追い込む（次表）
- ・現在営業している店舗も、商品を陳列しての販売は減少

26年3月末 店舗数	26年11月末 店舗数	減少数	廃業等	休業等
			215	35

3 インターネット販売店の削除要請（本省で実施）

指定薬物の指定から施行までの間、ネット販売店について、プロバイダ等に対して削除を要請

○削除要請の結果（11月11日現在）

	削除要請を行ったサイト数 (本年8月～11月)	「閉鎖」又は「危険ドラッグを 販売停止」したサイト数
国内サイト	114	89
海外サイト	79	64
計	193	153

4 無承認医薬品としての取締り

8月末 無承認医薬品の判断基準、指導取締りの手順について明確化※

※指定薬物等と同一又は類似の名称・包装、人体に摂取しやすい形状であるもの等

9月29日現在 18店舗において警告・収去等を実施（各都道府県で実施）

→ 9店舗は全製品を提出、7店舗は警告遵守、2店舗は休業

本年8月末以降、8件の逮捕を確認

法改正（議員立法）により措置された危険ドラッグ取締の機動性・実効性の強化のポイント

注：[]内が法改正で追加されたもの

改正前	改正後（施行日：12/17）	
<p>指定薬物 精神毒性があるとして 厚労大臣が指定する物 製造、販売、所持、使用、広告等 を禁止 直罰</p>	<p>指定薬物 現行法 + 広告中止命令 間接罰</p>	
<p>指定薬物である疑いがある物</p>	<p>指定薬物である疑いがある物 + 指定薬物と同等以上に精神毒性を有 する疑いがある物</p>	<p>対象物を拡大</p>
<p>検査命令 + 製造、販売等の停止命令 間接罰 (店舗単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(店舗単位)検査命令 + 製造、販売、広告等の停止命令 間接罰 ・(全国単位)製造、販売、広告等の禁止 ⇒禁止行為に中止命令 間接罰 	<p>停止命令の全 国化</p>
	<p>違反広告についてプロバイダに対して 削除要請できる ・プロバイダは削除した場合、損害賠償責 任を負わない (注：無承認医薬品についてもネット対策を実施)</p>	<p>インターネット 対策</p>